

ル・パラディ 地域密着型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 メディカルサポートエヌアンドエヌ有限会社が開設するル・パラディ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ル・パラディ
- 二 所在地 神奈川県伊勢原市沼目4丁目26番15号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者
1 単位目 生活相談員 4名（常勤2名、非常勤2名）
介護職員 7名（常勤2名、非常勤5名）
機能訓練指導員 1名（非常勤1名）
2 単位目 生活相談員 4名（常勤2名、非常勤2名）
介護職員 7名（常勤2名、非常勤5名）
機能訓練指導員 1名（非常勤1名）

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助を行う。

介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする(祝日は営業する)。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午後0時05分(3時間5分)
2単位目 午後1時30分から午後4時35分(3時間5分)
までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は通所介護・介護予防通所介護合わせて1単位目10名とする。

利用定員は通所介護・介護予防通所介護合わせて2単位目10名とする。

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導(家族介護者教室)
- 五 健康状態の確認
- 六 送迎
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、
(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルごと 30円。
- 二 おむつ代として、200円。パット代として、50円。(持参の場合は徴収しない。)
ドリンク代として、110円。おやつ代60円。通常の水分については無料。
- 三 その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢原市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、従業員の助言に耳を傾け、用具の取扱いに十分注意すること。
- 三 浴室を利用する際には、必要に応じた従業員の誘導のもと事故防止に努めること。
- 四 利用者間での協調性を保ち、けんか、口論等で他人に迷惑をかけること。
- 五 非常災害対策等に可能な限り協力すること。
- 六 その他、管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年3月及び9月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第13条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(健康診断)

第14条 従業員は、会社が採用の際及び毎年1回以上行う健康診断を進んで受けなければならない。

- 2 前項の健康診断を受けることができないときは、他の医師の健康診断の結果を提出しなければならない。
- 3 健康診断の結果、必要と認めるときは、従業員に対し、再検査、業務の軽減、又は作業の転換、治療、予防接種その他健康保持上必要とする措置を命ずることがある。

(苦情解決)

第15条 指定放課後等デイサービスの提供に対する家族及び要介護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号 0463-65-0058 fax番号 0463-65-0168 管理者 遠山 美佐子 対応時間 8:30~17:30
-----------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

伊勢原市介護高齢福祉課 介護保険相談窓口	所在地 伊勢原市田中348 電話番号 0463-94-4711 内線1132、1133、1134 fax番号 0463-95-7612 対応時間 8:30~17:00 (土日祝日を除く)
神奈川県国民健康保険団 体連合会 (国保連)	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 8:30~17:00 (土日祝日を除く)

(事故発生時の対応)

第16条 要介護者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該要介護者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 デイサービスの提供に対する要介護者の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はメディカルサポートエヌアンドエヌ有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

平成29年12月28日改訂 (相談窓口管理者名変更)

令和元年10月1日改定 (ドリンク代の変更)

令和4年4月30日改定 (従業員人数)

令和6年4月28日改定 (従業員人数)